

# 61 行政区に新しい行政区長が就任

行政区長は地域と市を結ぶ大切なパイプです

4月1日付けで、市内61行政区に新しい行政区長が就任しました。新任の行政区長は次のとおりです(敬称略)。  
**【柳河】**▷出来町=森富士夫▷小道具町=木下博行▷元町=富重研司▷鍛冶屋町=中村敬二郎**【城内】**▷柳町=徳永和幸▷城南町=友松茂▷新外町南=黒田淳一郎▷鬼童町=山田慎一▷宮永町=越智輝雄▷**【西宮永】**柴原=岡部勉▷中小路=末吉勝徳▷弥四郎作出=古賀保▷内開第一=浦川信孝▷内開第二=石橋義光▷外開=山田利廣▷新開=松尾勝司**【東宮永】**▷狹町中=堤正明▷狹町中1=藤吉寛▷県営住宅佃団地=江波サナミ▷四丁開東=藤吉利広▷四丁開北=高口健男▷番所南=甲斐田英一▷三条東=近藤久数▷葉小路=中島博美▷道穴東=塚本孝二▷道穴西=山田正一▷道穴南=小柳恒昭▷東宮永中開=山田照久**【両開】**▷十二丁=松藤正憲▷下八丁中=江口博光▷東ノ切西=馬淵末光

▷村山=坂西勝文**【昭代第一】**▷宮上南=高田光義**【昭代第二】**▷昭南町=荒巻裕治**【蒲池】**▷蒲生=佐々木隆幸▷本園=樽見壽徳▷下田町=松永守行▷金納=橋本祐二郎▷鹿島=近藤善彦▷京手団地=津田俊幸▷根葉=石橋久実▷蒲池野田=池上廣則**【大和】**▷大和作出=野田昭▷明古=堤清▷大和流町=白谷国博▷南開=原田一則**【有明】**▷荒開東=西田政幸**【中島】**▷東上町=清松新**【六合】**▷西津留=津留和巳**【二ツ河】**▷上久末=田中利光**【矢ヶ部】**▷南矢ヶ部南=島添太▷中矢ヶ部=田中昭夫**【垂見】**▷六田=内田締男▷平木=中嶋文雄▷棚町沖田=藤木久光▷水町=亀崎繁美**【藤吉】**▷今古賀東=江口美喜夫▷西鉄通り=園田憲之▷蒲船津3=石橋弦満▷高畑1の1=大橋一美▷高畑3=長野裕之  
**【問】市総務課市民協働推進係 (☎ 77・8419)**

# 忘れてませんか 国保の届け出

就職や退職で健康保険が変わるときは14日以内に届け出てください

市内に住んでいる人は、職場の健康保険や共済組合に加入している人、生活保護を受けている人などを除いて、市の国保(国民健康保険)に加入することになっています。

## 国保の手続きは世帯主か加入者で

国保に加入するときや、職場の健康保険に加入し

て国保の資格がなくなったときは、届け出が必要です。届け出が遅れると、国保の資格を得た日までさかのぼって保険税を納めることになったり、国保税がいつまでもかかたりします。

また、他の健康保険に加入しているながら、国保の保険証を使って受診すると、市が負担した医療費は全額返してもらいます。

なお、国保の手続きは、職場の健康保険とは違い、すべて世帯主か加入者が行う必要があります。ご注意ください。

## 思わぬ事故のときも届け出が必要

交通事故など第3者から傷害を受けたときも、国保で治療を受けることができます。その場合、必ず市へ届け出てください。医療費は加害者の全額負担が原則なので、国保が立て替え、後で加害者に請求します。

**【問】市健康づくり課国民健康保険係 (☎ 77・8506)**



■こんなときは14日以内に必ず届け出を

	届け出が必要なとき	届け出に必要なもの
国保に加入	市外から転入してきた	本人確認書類(免許証など)
	職場の健康保険をやめた	
	国保の被保険者に子どもが生まれた	
国保をやめる	生活保護を受けなくなった	個人番号がわかる書類印かん
	市外に転出する	
	職場の健康保険に加入した	
その他	職場の健康保険の被扶養者になった	詳しくは、市健康づくり課へ
	国保の被保険者が死亡した	
	生活保護を受けるようになった	
その他	市内で転居した	詳しくは、市健康づくり課へ
	世帯主や氏名が変わった	
	世帯を分けた、世帯を一緒にした	



5月12日は「民生委員・児童委員の日」です。民生委員・児童委員は、誰もが地域で安心して暮らせるように活動しています。気軽に相談してください。お住いの地域を担当

する民生委員・児童委員や主任児童委員を知りたいときは、電話や市公式サイトで確認してください。  
**【問】市福祉課福祉総務係 (☎ 77・8512)**

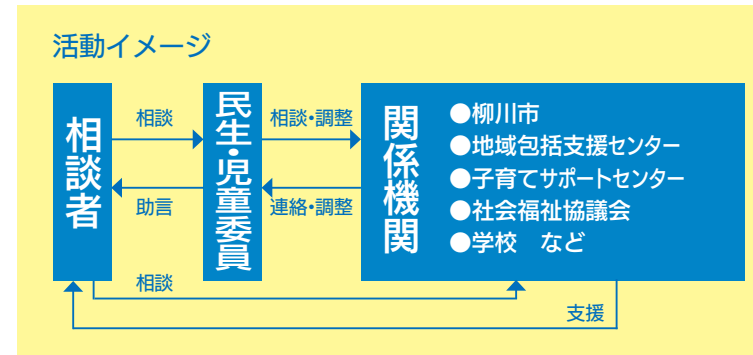
困りごととは地域の身近な相談員へ  
 介護や子育てなどの悩みに民生委員・児童委員が応じます

相談を受けた民生委員・児童委員は、行政の窓口について、必要な支援ができるように調整します。また、18歳までの子どもを専門に支援する主任児童委員は、学校や児童相談所などと連携。困りごとや悩みが早く解決できるようにサポートします。

## 相談を受け 行政や学校に支援相談

支援が必要な人と行政をつなぐパイプ役  
 少子高齢化や核家族化が進み、地域のつながりが薄くなっている今日。地域に相談相手がいらないため、親の介護や子育ての悩みを抱える人、障がいのある人、高齢者などが孤立して、必要な支援を受けられないケースが出ています。そんなときに、身近な相談相手として、支援が必要な人と行政や専門機関をつなぐのが民生委員・児童委員です。

秘密は厳守 安心して相談を  
 民生委員・児童委員は、法律で秘密を守ることが義務付けられています。相談した人の秘密は固く守られるので、安心して相談してください。



## 大切なのははじめての一步 ささいな悩みでも気軽に相談を



市民生委員児童委員協議会 会長 白石 小夜子 さん(垂見)

市内には、177人もの民生委員・児童委員がいます。相談を受けることはもちろん、高齢者宅の訪問や子どもの見守り活動など、それぞれの担当地域で幅広く活動しています。

どんな悩みでも人に相談する第一歩は、なかなか踏み出せないもの。勇気を持って相談することで、気持ちが楽になるはずです。どんなにささいな悩みでも、気軽にご相談ください。